

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とフィンランド共和国政府との間の協定

日本国政府及びフィンランド共和国政府（以下「両締約国政府」と総称し、個別に「締約国政府」という。）は、

両国間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国間の相互理解を促進することを目的として、それぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正當に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、フィンランド共和国に居住するフィンランド共和国の国民に対し、当該フィンランド共和国の国民が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、日本国政府が適當と認めるときは、ワーキング・ホリデー査証を発給する。

(a) 主として休暇を過ごすために日本国に入国する意図を有すること。

- (b) ワーキング・ホリデー査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。
- (c) 被扶養者（日本国政府が発給したワーキング・ホリデー査証その他の査証を所持する被扶養者を除く。）を同伴しないこと。
- (d) 有効な旅券及び帰国のための旅行切符又は当該旅行切符を購入するための十分な資金を所持すること。

- (e) 日本国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。
- (f) 滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること及び滞在する間に在留資格を変更しないこと。
- (g) 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を日本国政府から受けていないこと。
- (h) 健康であること。
- (i) 十分な医療保険に加入すること。
- (j) 犯罪経歴を有しないこと。
- (k) 日本国に滞在する間、日本国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

2 フィンランド共和国政府は、日本国民に対し、当該日本国民が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、

フィンランド共和国政府が適当と認めるときは、ワーキング・ホリデーのための在留許可を発給する。

(a) 主として休暇を過ごすためにフィンランド共和国に入国する意図を有すること。

(b) ワーキング・ホリデーのための在留許可の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(c) 被扶養者（フィンランド共和国政府が発給したワーキング・ホリデーのための在留許可その他の在留許可を所持する被扶養者を除く。）を同伴しないこと。

(d) 有効な旅券及び帰国のための旅行切符又は当該旅行切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(e) フィンランド共和国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(f) 滞在終了時にフィンランド共和国を出国する意図を有すること及び滞在する間に在留資格を変更しないこと。

(g) 以前にワーキング・ホリデーのための在留許可の発給をフィンランド共和国政府から受けていないこと。

(h) 健康であること。

- (i) フィンランド共和国における滞在を通じて有効な包括的な医療保険及び入院保険に加入すること。
- (j) 犯罪経歴を有しないこと。
- (k) フィンランド共和国に滞在する間、フィンランド共和国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

第二条

1 日本国政府は、フィンランド共和国の国民に対し、フィンランド共和国にある日本国大使館において、ワーキング・ホリデー査証を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために当該日本国大使館の代表者による面接を受ける。

2 フィンランド共和国政府は、日本国民に対し、日本国にあるフィンランド共和国大使館において、又はオンラインで、ワーキング・ホリデーのための在留許可を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために当該フィンランド共和国大使館の代表者による面接を受ける。

第三条

1 日本国政府は、有効なワーキング・ホリデー査証を所持するフィンランド共和国の国民に対し、入国の

日から一年以内の期間、ワーキング・ホリデー制度の参加者として日本国に滞在することを許可し、及びその滞在の間、日本国において効力を有する法令に従い旅行資金を補う目的で休暇の付随的な活動として就労することを認める。

2 フィンランド共和国政府は、有効なワーキング・ホリデーのための在留許可を所持する日本国民に対し、発給の日から一年以内の期間、ワーキング・ホリデー制度の参加者としてフィンランド共和国に滞在することを許可し、及びその滞在の間、フィンランド共和国において効力を有する法令に従い旅行資金を補う目的で休暇の付随的な活動として就労することを認める。

第四条

各締約国政府は、他方の国の国民に発給することができるワーキング・ホリデー査証又はワーキング・ホリデーのための在留許可の数を毎年決定するものとし、外交上の経路を通じ、他方の締約国政府に対してこの数を通報する。

第五条

1 第一条及び第三条の規定にかかわらず、日本国政府は、効力を有する自国の法令に従い、受理した個別

のワーキング・ホリデー査証の申請を承認せず、ワーキング・ホリデー査証を発給されたフィンランド共和国の国民に対して日本国への入国を拒否し、ワーキング・ホリデー査証を取り消し、又はワーキング・ホリデー査証の下で日本国に入国したフィンランド共和国の国民を出国させる権利を留保する。

2 第一条及び第三条の規定にかかわらず、フィンランド共和国政府は、効力を有する自国の法令に従い、受理した個別のワーキング・ホリデーのための在留許可の申請を承認せず、ワーキング・ホリデーのための在留許可を発給された日本国民に対してフィンランド共和国への入国を拒否し、ワーキング・ホリデーのための在留許可を取り消し、又はワーキング・ホリデーのための在留許可の下でフィンランド共和国に滞在する日本国民を出国させる権利を留保する。

第六条

この協定の規定は、それぞれの国において効力を有する法令に従って実施される。

第七条

1 両締約国政府は、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続の完了を書面により相互に通告する。この協定は、これらの通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の

後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定の解釈に関するいかなる紛争も、外交上の経路を通じて両締約国政府により解決される。

3 この協定の改正については、いつでも両締約国政府の間で交渉することができる。当該改正は、書面により行われる。いかなる改正も、1に規定する条件と同様の条件で効力を生ずる。

4 いずれの締約国政府も、公共の安全、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の考慮を理由として、この協定の規定の全部又は一部の実施を一時的に停止することができる。その停止及び当該停止の解除は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

5 いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じ、他方の締約国政府に対して三箇月前までに書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

6 この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後においても、両締約国政府により外交上の経路を通じて別段の決定が行われる場合を除くほか、各締約国政府は、他方の国の国民であつて、当該終了又は当該停止の日において、有効なワーキング・ホリデー査証若しくはワーキング・ホリデーのための在留許可を発給され、又は第三条の規定に基づき当該締約国政府の国の領域に滞在することを許可され

ているものの入国又は滞在の要請について好意的な考慮を払う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年五月十一日に東京で、ひとしく正文である日本語、フィンランド語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

フィンランド共和国政府のために